

保育所等を利用する保護者の皆様

認可保育所等の保育料のきょうだい減免の拡充について

川崎市では、認可保育所等の保育料のきょうだい減免について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、令和6年4月から制度の拡充を実施します。

	令和6年4月から	令和5年度以前
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が77,100円以下の世帯)	全児童 (無料)	全児童 (無料)
市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世帯が減免対象	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世帯が減免対象
市民税所得割相当額が57,700円以上の世帯		第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →同一世帯において、小学校就学前のお子さんが対象施設・事業を同時に利用される場合に適用

◎きょうだい減免の対象

- ・認可保育所等（公立保育所、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育））を利用するお子さんの保育料が対象です。
- ・市内在住者（市外保育所等利用者を含む）が対象です。
- ・延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用は対象となりません。

◎19歳以上（※）のお子さんや別居のお子さんがある場合

- ・19歳以上のお子さんや、別居しているお子さん（寄宿舍等にお住まいのお子さん）がいる場合、次の必要書類をご提出いただくことで、きょうだい減免対象となる場合があります。
 - ・該当の世帯については、毎年、手続きが必要となります。
- （※）令和6年度の保育料の場合、2005（平成17）年4月1日以前に生まれたお子さん

○必要書類

- ・利用者負担額のきょうだい減免に関する申立書
 - ・生計が同一であることが分かる資料（別居しているお子さんがある場合）
- ※別途、状況の確認や資料の追加提出を依頼する場合があります。

☆生計同一関係を証明する書類の例

事項	提出書類
ア 健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写し（マイナンバー、保険者番号及び記号・番号等はマスキング（黒塗り）してください。）
イ 定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写し
ウ その他、ア・イに準ずる場合	その事実を証する書類

○申立書等の提出期限

令和7年3月31日（月）

⇒裏面もご確認ください。

○申立書等の提出方法

お住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションに提出 又は
オンライン手続きかわさき「認可保育所等の保育料のきょうだい減免に関する申立書提出フォーム」
から提出してください。

「認可保育所等の保育料のきょうだい減免に関する申立書提出フォーム」はこちら
(令和6年3月25日頃、公開予定です。)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/1b4736d4-379c-4918-8f43-f9faa5cfb8a5/start>



制度や申立については市ホームページでもご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000154113.html>



◎その他

- 川崎認定保育園の保育料や一時保育事業、年度限定型保育事業の利用料についても、認可保育所等の保育料と同様に、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず多子軽減制度を適用することとし、令和6年度から制度を拡充する予定です。
- 川崎認定保育園の保育料の多子軽減制度については、併せて、令和6年度から多子減免額を現行1万円から1万6千円に引き上げる予定です。
- 当該見直しについては、令和6年第1回川崎市議会定例会における、各事業に係る予算の議決を要します。

<お問合せ先>

(認可保育所等の保育料のきょうだい減免、年度限定型保育事業に関すること)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課	〒210-8577 川崎区宮本町1	044-200-3727
------------------------	-------------------	--------------

(一時保育事業に関すること)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課	〒210-8577 川崎区宮本町1	044-200-2662
------------------------	-------------------	--------------

(川崎認定保育園に関すること)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課	〒210-8577 川崎区宮本町1	044-200-3128
------------------------	-------------------	--------------

(認可保育所等の保育料の決定に関すること)

川崎区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒210-8570 川崎区東田町8	044-201-3219
川崎区大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当	〒210-0812 川崎区東門前2-1-1	044-271-0150
川崎区田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当	〒210-0852 川崎区鋼管通2-3-7	044-322-1999
幸区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1	044-556-6688
中原区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒211-8570 中原区小杉町3-245	044-744-3263
高津区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒213-8570 高津区下作延2-8-1	044-861-3250
宮前区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5	044-856-3258
多摩区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒214-8570 多摩区登戸1775-1	044-935-3297
麻生区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1	044-965-5158